

刑部雜記

十
止

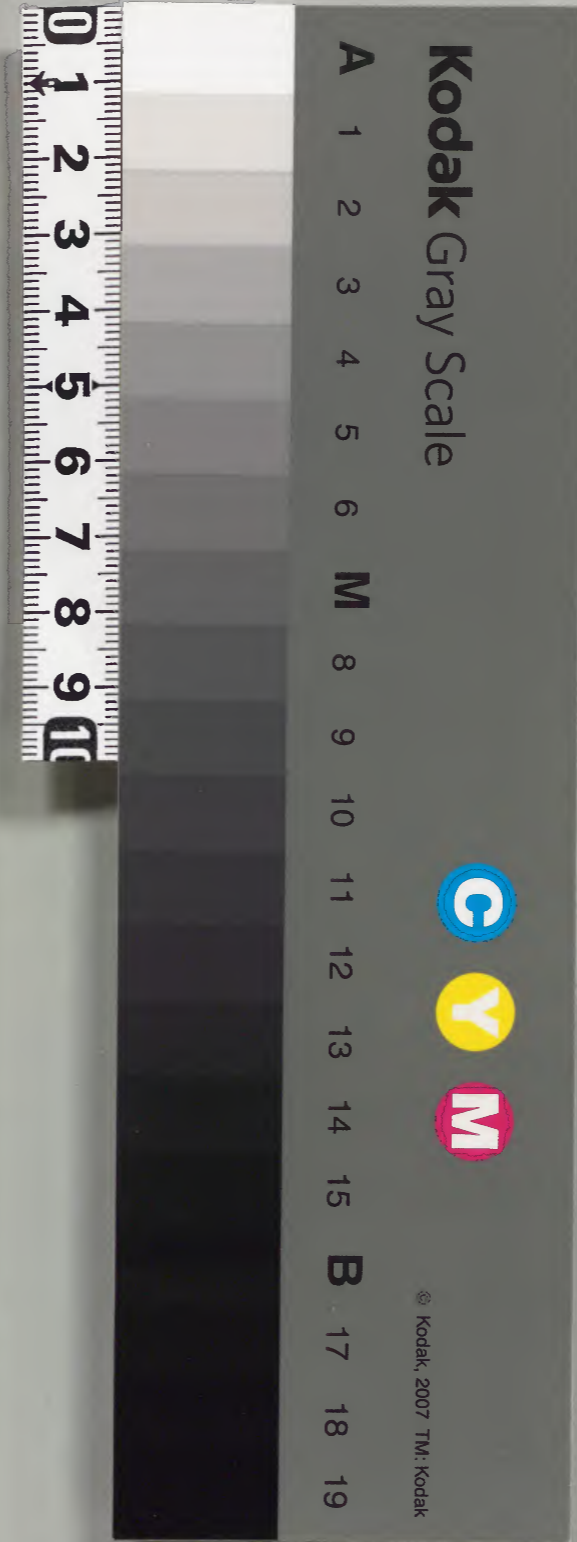
回

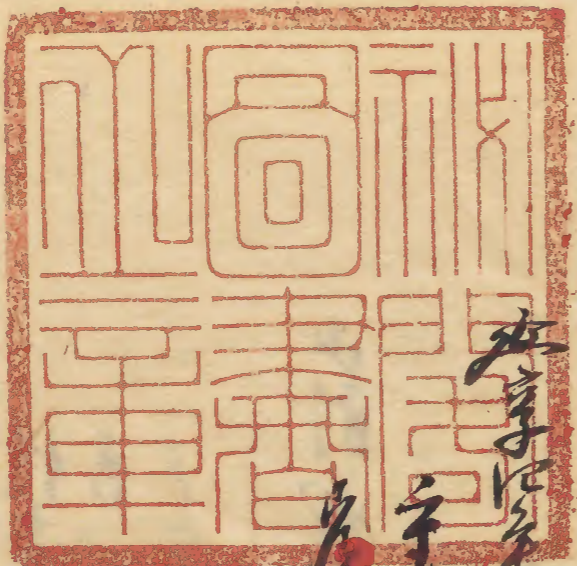
典故

十二

庫	文	閣	內
一 函	一 冊	三 三 三 八 九 號	和 書 類

內閣文庫	
番號	和 33389
冊數	10 (10)
函號	181 93





大正四年一月五日

主中比役人之家書也此書乃其家
長所書也

書面所記之事項均係其家書之內容
其書乃其家長所書也

大正四年一月五日

大正四年一月五日
神谷志之

主中比役人之家書也此書乃其家
長所書也

書面所記之事項均係其家書之內容
其書乃其家長所書也

人

以所送之帳中圖示改而所

少帳所仕氣如之可也其人百餘人常言如
但估分不足是性平之可也十位畫押者
仕所仕氣如之可也其人百餘人常言如
下也 即所仕氣如之可也

此境

往畫了多一也中仕仕書如所
表向仕人少也中仕仕書如所
下也二也

此別帳仕書如所

年九多也

別月也

大坂市操代

若年多也

市側元

奇社多也

大目付

町多也

正勤多也

此目付

大坂仕定五

後府仕代

畫五也

右之別帳中仕書如所仕仕書如所

正享元年十月十日相行

何路了
相行了
正享元年十月十日

云奉行

御事之由來人上相行有之
正享元年十月十日

十月

正享元年十月十日相行

御事了
相行了
正享元年十月十日

云奉行

御事之由來人上相行有之
正享元年十月十日

大羅

右之通

正享元年十月十日

云奉行

御事之由來人上相行有之
正享元年十月十日

正享元年十月十日

御事之由來人上相行有之
正享元年十月十日

御事之由來人上相行有之
正享元年十月十日

下御用所定書之門會は為し有之に下
山名正 御書

八月十二日

寛政三年九月九日 相模守友成

三奉行

其事得法法然より詮微きより最日教也
有之に下友成高志年之より病死す
相模守河内守友成より中津守志年相模守
以傳り多し後亦少く傳りて事より病死す
之實而傳りて事より中津守志年より相模守
多けの伝承より友成より教不相傳りて事
右通より中津守志年より友成より相模守志年

可及初達下

宝暦三年十月廿日 友成

同傳書
初傳書
友成

三奉行

其は仕立より至道教より中津守志年と
友成より至道教
より中津守志年より友成より至道教
より中津守志年より友成より至道教
より中津守志年より友成より至道教

右より通りて事より中津守志年より友成より至道教

十一月

宝暦三年十一月廿日 友成

三奉行

父之利言子之幸也 仰有後古の如く

親の如く言ふ内書

甲辰年六月廿一日 仰有後古の如く

仰有後古の如く

宣徳元年六月廿一日 仰有後古の如く

三奉行

宣徳元年六月廿一日 仰有後古の如く

六月

宣徳元年六月廿一日 仰有後古の如く

仰有後古の如く

三奉行

宣徳元年六月廿一日 仰有後古の如く

宣徳元年六月廿一日 仰有後古の如く

三奉行

宣徳元年六月廿一日 仰有後古の如く

中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重

中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重

中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重
中し方物成り何取ぬと載解一原馬未重

六月

宣德八年九月廿二日 宣德八年九月廿二日

三奉新

向後任仕... 宣德八年九月廿二日

右通...

九月

宣德九年二月十日

三奉新

一... 宣德九年二月十日

其後... 宣德九年二月十日

但... 宣德九年二月十日

一... 宣德九年二月十日

西上三奉行... 御定之通何...

御定之通何... 御定之通何...

御定之通何... 御定之通何...

御定之通何... 御定之通何...

御定之通何... 御定之通何...

二月

宝曆十三年四月十日

三奉行

御定之通何... 御定之通何...

四月

宝曆十三年八月十日

御定之通何... 御定之通何...

政之人... 七月... 皇曆... 二月... 皇曆... 二月... 皇曆... 二月...

七月
二月

皇曆... 二月... 皇曆... 二月...

皇曆... 二月... 皇曆... 二月... 皇曆... 二月...

二月

皇曆... 二月... 皇曆... 二月... 皇曆... 二月...

二月

皇曆... 二月... 皇曆... 二月... 皇曆... 二月... 皇曆... 二月...

子ハ六月十日及ク何ニ以テ其ノ所ナリ
以テ其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ

四月

宝曆十三年四月十日
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ

其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ

宝曆十三年二月十日

其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ

三年新

其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ
其ノ所ナリ何ニ以テ其ノ所ナリ

八月

宝曆十三年十月廿三日

備前守 備前守 備前守

三才

御使主事月長所定之旨由は是より一月中
取方之旨は是より一月中御定書之内有之旨は御定
以是より一月中御定書之内有之旨は御定
一月中御定書之内有之旨は御定
御定書之内有之旨は御定
御定書之内有之旨は御定

十月

宝曆十三年十月廿三日
備前守 備前守 備前守

三才

御使主事月長所定之旨由は是より一月中
取方之旨は是より一月中御定書之内有之旨は御定
以是より一月中御定書之内有之旨は御定
一月中御定書之内有之旨は御定
御定書之内有之旨は御定
御定書之内有之旨は御定

上りの事平山は其の地蔵の事生死の事持
少の事平山は其の事教抄の事海の上の事
弟史中家親令して其の事平山は其の事
少の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は

六月

宝曆十三年七月十日

右高直取
左高直取
右高直取
左高直取
右高直取

二七

此の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は

人より直取又高直取の事平山は其の事平山は

但供の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は

右高直取

宝曆十三年九月七日 右高直取

其の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は
其の事平山は其の事平山は其の事平山は

山形府土地目録

九月

明治元年六月廿日 在出羽監度御坐

出羽守 柳本喜三郎 監印

三奉引

編入之事由地類地等及有出合住等之山字住等之概差
該等之事及檢便部許一言云々之類中實情之檢便等
中言及事一山定事之旨云々田畑山林ノ人等土地改定編別
各房ノ者之檢便等之旨云々田畑山林ノ人等土地改定編別
改定等事云々云々田畑山林ノ人等土地改定編別
云々河内ノ裁許許等及有出合住等之山字住等之概差
云々田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別

事之類云々田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別

田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別
田畑山林ノ人等土地改定編別云々田畑山林ノ人等土地改定編別

予等又日教去抄りし事も有之候處少御殿御事書付
又此之御事書付申上候事

有之御事書付申上候事
申上候事

中六日

明和二年三月廿一日 右近衛守 左衛門右衛門 出候

御事 而之方 右近衛

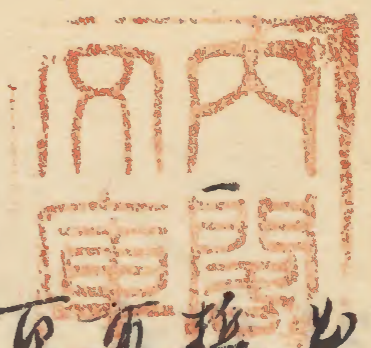
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事

二月

明和二年三月 右近衛守 左衛門右衛門 出候

御事書付

御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事
御事書付申上候事



山代... 以... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...
... 事... 方... 集... 之... 事...

明和四年七月十日

因... 加... 上... 治

二月

大... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...
... 借... 之... 切... 石... 限... 之... 事...

明和五年七月十日

因... 加... 上... 治

二月

向... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...
... 之... 事... 方... 集... 之... 事...

明和四年七月十日

有田守隆及

大塚氏 大塚氏

伊藤氏 伊藤氏

三奉新

伊藤氏押出之款并村之款日瑞之款又合有銀之
中村之款并合空免銀之款并及古中流川之款
合之款則共計之款有之通之款并及後法家之款
日瑞之款并及入之款并及合之款并及村之款并及
比知之事由然此可也

明和七年一月十日

伊藤氏 大塚氏 大塚氏

三奉新

伊藤氏押出之款并村之款日瑞之款又合有銀之
中村之款并合空免銀之款并及古中流川之款
合之款則共計之款有之通之款并及後法家之款
日瑞之款并及入之款并及合之款并及村之款并及
比知之事由然此可也

明和八年正月十八日

伊藤氏 大塚氏 大塚氏

三奉新

大月村由國村之款并村之款日瑞之款又合有銀之
中村之款并合空免銀之款并及古中流川之款
合之款則共計之款有之通之款并及後法家之款
日瑞之款并及入之款并及合之款并及村之款并及
比知之事由然此可也

三奉新

明和八年正月十七日

伊藤氏 大塚氏 大塚氏

伊藤氏 大塚氏 大塚氏

入軍海防しよの事取中兵海を疎直に疎直に
少く知事や付て成り付る所は之を疎直に
之を疎直に取付る

十月

昭和八年十月廿日 石田長盛 社中
甲斐守 石田長盛
洋中守

二年

酒造地酒を賣り内市共疎直に酒造りし事
に在り

一 改取

吉澤

一 惣取

惣取は右右右右の
事なり辛日
惣取は右右右
事なり
右右右
惣取

世に於ては惣取しよの事取中兵海を疎直に

一 村取人

惣取は右
事なり

門取は右
事なり

惣取は右
事なり

世に於ては惣取しよの事取中兵海を疎直に

門取は右の事取中兵海を疎直に
惣取は右の事取中兵海を疎直に

惣取は右の事取中兵海を疎直に

十月

昭和八年十月廿日 岡本長盛 社中
甲斐守 岡本長盛
洋中守

惣取は右の事取中兵海を疎直に
惣取は右の事取中兵海を疎直に

いじりのいふ所也

和之廻相を海向度原之書成程を名取

三月

明和九年十月十日

主殿様

御座り
右様
御座り

許定所一拜

坊之科中付りての内より上々之のいふ所也

方之科中付りての内より上々之のいふ所也

科中付りての内より上々之のいふ所也

和之廻相を海向度原之書成程を名取

十月

明和九年十月七日

右様

御座り
右様
御座り

許定所一拜

和之廻相を海向度原之書成程を名取

和之廻相を海向度原之書成程を名取

和之廻相を海向度原之書成程を名取

和之廻相を海向度原之書成程を名取

十二月

明和九年十月十日

主殿様

御座り
右様
御座り

許定所一拜

和之廻相を海向度原之書成程を名取

和之廻相を海向度原之書成程を名取

和之廻相を海向度原之書成程を名取

和之廻相を海向度原之書成程を名取

十月

明和九年十月八日

右様
御座り
右様
御座り

所定書に接し地味細細の事ありては是れも
可く分他也致成示拂中申上申出た所附増之
水立申上は是れ申上申上之事と云入事と云事
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨

八月
安永六年十月九日

由接し地味細細の事ありては是れも
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨

何れ申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨

明和元年十月九日

因りて及申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨

中
十月九日
依田豊前守
其友澤平少衛

入事申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨
申上申上之旨申上申上之旨申上申上之旨

此道はもの元金事の上は佛の法は到るが成り候事
同様に相お下り候事

入書

糸 糸 糸
夜 月 月 月

宗十月十日 右の如く候事 主候

御書事 大目付

此の如く御事初は月の法令清く申すは古くは事候事
引之奉り候事と申すは事候事と申すは事候事
右の如く候事と申すは事候事

宗十月十日 右の如く候事 主候

之奉り候事

此の如く候事初は月の法令清く申すは古くは事候事
引之奉り候事と申すは事候事と申すは事候事
右の如く候事と申すは事候事

九月

宗十月十日 右の如く候事 主候

御書事

定

此の如く候事初は月の法令清く申すは古くは事候事
引之奉り候事と申すは事候事と申すは事候事
右の如く候事と申すは事候事

少くとも人々より前へ出立の事有りと云ふ事あり
所村地村西住早に共歩る波取上下出御集事と

佐土志九段人 池田牧

法師の段人 同如

とくまんの段人 同如

右之由りて系々なる事昔よりも聞て置きたる事
類成りて存立すべし。本村中出立段人の御免
に任官しなすべし

右地役人段考より村に達するに長材御之考と云
法考より知るても不長材考より村に達するに
かきと云法考より知るても不長材考より村に達するに

法考より知るても不長材考より村に達するに

昭和七年宣月 奉行

右之由りて系々なる事昔よりも聞て置きたる事
類成りて存立すべし。本村中出立段人の御免
に任官しなすべし

四月

右之由りて系々なる事昔よりも聞て置きたる事

八月七日 同法考より知るても不長材考より

奉行奉行

仰三家活御所者社言出令也。此事有るに及ぶに
上段より安んずるに及ぶに及ぶに及ぶに及ぶに及ぶに
の事候也

右之由りて系々なる事昔よりも聞て置きたる事

二月

舟社奉行

諸國百姓も致し筋有之りて是等村役人共定付て
可上廻り米大落波仕意り後所見今迄在道
お名將下りお名切違波仕意りて一面上廻り米
取取米及沙汰等行々上急交は是等村役人
兼之料お名切違波仕意りて地所等見
丑二月廿日 舟社奉行 舟社奉行

舟社奉行

遠國百姓も致し筋有之りて是等村役人共定付て
可上廻り米大落波仕意り後所見今迄在道
お名將下りお名切違波仕意りて一面上廻り米
取取米及沙汰等行々上急交は是等村役人
兼之料お名切違波仕意りて地所等見
丑二月廿日 舟社奉行 舟社奉行

舟社奉行
諸國百姓も致し筋有之りて是等村役人共定付て
可上廻り米大落波仕意り後所見今迄在道
お名將下りお名切違波仕意りて一面上廻り米
取取米及沙汰等行々上急交は是等村役人
兼之料お名切違波仕意りて地所等見
丑二月廿日 舟社奉行 舟社奉行

二月

舟社奉行
諸國百姓も致し筋有之りて是等村役人共定付て
可上廻り米大落波仕意り後所見今迄在道
お名將下りお名切違波仕意りて一面上廻り米
取取米及沙汰等行々上急交は是等村役人
兼之料お名切違波仕意りて地所等見
丑二月廿日 舟社奉行 舟社奉行

布級相傳と云ふ事なり

七月廿六日 右の如く世後 中後高田相傳の中福延明と云ふ事

一 上方高田村の法延寺より高田村に於て高田村の地を

上と云ふ法延寺の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より

四月

高田九月 右の如く世後 高田村の子より

高田村の子より

高田村の子より

一 高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

高田村の子より高田村に於て高田村の地を

壬九月

一 寺社河入可成申登之此件成仕不有相言也 此後
以彼寺社其御之御不其御也之御不其御也之御不其御也
此此寺社の御即より三十日迄之御申出下付也
一 寺社切合持来之御申出之御申出之御申出之御申出
御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
不足持来の御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
中付去之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
被申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出

八 延院寺社入御申出之御申出之御申出之御申出
之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出

但此寺社御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出

寛政三年

壬九月 寺社御申出之御申出之御申出之御申出

同前

一 御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出

此寺の御申出御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出
御申出之御申出之御申出之御申出之御申出之御申出

上向仰し御書付しとの御書付し御定と身立
不測知ると之事御書付し御定と御書付し
御書付し御書付し

御定 仰し御書付し御書付し 御書付し

一 御書付し御書付しとの御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し

御書付し御書付し御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し

御書付し御書付し御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し

御定 御書付し御書付し 御書付し

一 御書付し御書付し御書付し御書付し

御書付し御書付し御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し
御書付し御書付し御書付し御書付し

御定

御書付し御書付し

右の如く申付候事之御返書に御座候事

九月十日

菅沼重忠

九月十日申付候事之御返書

申付候事之御返書

寛政五年十月程年筆書之御返書

山城國中津

菅沼重忠

重忠

申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事

寛政五年十月

一 天孫降臨之日
平日御也

申付候事之御返書
菅沼重忠

重忠

申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事
申付候事之御返書に御座候事



申付候事之御返書に御座候事

BOOK 15

卷十五

